

物価高騰対策に係る水道料金・下水道料金の減免措置に関する決議（案）

総務省が公表した令和4年8月の消費者物価指数は、昨今の物価高騰により、前年同月比で3%の上昇となった。

物価高騰は、既に都民の暮らしに大きな影響を与えており、本年6月の東京都生計分析調査報告によると、勤労者世帯の消費支出は、前年同月比実質で1世帯当たり3.7%減少した。実収入についても、前年同月比実質で1世帯当たり12.4%の大幅な減少となった。

政府の物価・賃金・生活総合対策本部の内閣府資料によると、低所得者層は、所得のうち消費に向ける割合が総じて低下しているとされており、食費や光熱費がかさむために、消費を削らざるを得なくなっている状況にある。また、本年10月以降に値上げされる食料品は約7,000品目に上り、更に1年後には家計部門で5%以上の物価上昇が予想されていることから、今後、物価高騰は一層深刻化する見通しである。

このように、長引くコロナ禍による経済の落ち込みや雇用の不安定化に加え、物価高騰は、困難な状況にある都民の暮らしに追い打ちを掛けている。

こうした中、都が都民に対して独自に実施できる支援の一つとして、公共料金の減免がある。全国では、物価高騰対策として水道料金・下水道料金の減免を実施する自治体が急速に増加しており、都内においても、昭島市を始めとして複数の自治体が実施を決定した。

よって、東京都議会は、都民の暮らしを支援するために、水道料金・下水道料金の基本料金を全額免除するなどの減免措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年10月 日

東 京 都 議 会